国立大学法人大分大学管理職手当支給細則

平成１６年４月１日制定
平成１６年細則第３号

（趣旨）
第１条　この細則は，国立大学法人大分大学職員給与規程（平成１６年規程第１８号。以下「給与規程」という。）第１３条第３項の規定により，管理職手当の支給に関し必要な事項を定める。

（支給範囲）
第２条　給与規程第１３条第１項に規定する管理職手当は，管理又は監督の地位にある職員のうち別表第１に掲げる職務区分を占める職員に支給する。
２　給与規程第１９条から第２１条までの規定は，前項に規定する職員には適用しない。

（管理職手当の支給額）
第３条　管理職手当の月額は，別表第１に掲げる職務区分を占める職員に適用される本給表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職務に係る区分に応じ，別表第２の手当額欄に定める額とする。
２　前項の規定による額は，労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第３７条第３項に規定する深夜（午後１０時から午前５時までの間）における勤務に対する割増賃金相当額を含むものとする。
３　別表第１に掲げる職務区分の複数に該当する場合は，そのうち第１項の規定による額が最も高い職務区分欄（その額が同額の場合は，いずれか一の職務区分欄）を適用するものとする。

（管理職手当の支給方法）
第４条　第２条に規定する職員が，月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（業務上の傷病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）に定める通勤をいう。以下同じ。）による傷病により勤務しないことについて特に承認のあった場合を除く。）は，その月の管理職手当は支給しない。
２　第２条に規定する職員が死亡したときは，死亡した日の属する月の管理職手当の全額を支給する。
３　第２条で指定する職が欠員の場合又はその職を占める職員が休職にされている場合に代理，心得等として発令され本務として職務を行う職員には支給する。ただし，併任の場合（教育職員及びリサーチ・アドミニストレーターを除く。）は支給しない。
４　管理職手当は，職員が次に掲げる場合に該当するときは，その期間中支給されない。
（１）　休職の場合（第１項の場合を除く。）
（２）　停職にされている場合
（３）　育児休業をしている場合
（４）　介護休業をしている場合
（５）　大学院修学休業をしている場合

（雑則）
第５条　この細則の実施に関し必要な事項は，学長が定める。

附　則
この細則は，平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年細則第１０号）
この細則は，平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年細則第１２号）
（施行期日）

１　この規程は，平成１９年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　給与規程第１３条の規定により管理職手当を支給される職員のうち，この細則による改正後の国立大学法人大分大学管理職手当支給細則（以下「新細則」という。）第３条の規定による管理職手当が経過措置基準額に達しないこととなる職員には，当該管理職手当のほか，当該管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。
（１）　平成１９年４月１日から平成２０年３月３１日まで　１００分の１００
（２）　平成２０年４月１日から平成２１年３月３１日まで　１００分の７５
（３）　平成２１年４月１日から平成２２年３月３１日まで　１００分の５０
（４）　平成２２年４月１日から平成２３年３月３１日まで　１００分の２５
３　前項に規定する経過措置基準額とは，次の各号に掲げる職員の区分に応じ，当該各号に定める額をいう。
（１）　この細則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において占めていたこの細則による改正前の国立大学法人大分大学管理職手当支給細則（以下「旧細則」という。）第２条に掲げる職務区分に係る区分欄に定める区分（以下「旧区分」という。）に相当する新細則別表第１の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職務区分を占める職員　同日（施行日の前日）に受けていた管理職手当の額
（２）　施行日の前日において占めていた旧区分より低い区分に相当する新細則別表第１の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職務区分を占める職員　同日（施行日の前日）に当該旧区分より低い区分に相当する新細則別表第１の区分欄に掲げる区分を適用した場合にその者が受けることとなる管理職手当の額
（３）　前二号に掲げる職員のほか，施行日以後に新たに採用された職員その他特別の事情があると認められる職員のうち，学内の他の職員との均衡を考慮して前二号に掲げる職員に準ずるものとして学長が認める職員　前二号の規定に準じて学長が定める額
（４）　施行日の前日において，旧細則第２条に掲げる職務区分のうち「課長（総務企画課長及び財務課長）」の職務区分を占めていた職員が，施行日以後も引き続き同職務を占めている間は，新細則別表第１にかかわらず区分欄「Ⅲ種」を適用した場合の新細則における管理職手当を支給するものとする。

附　則（平成２０年細則第７号）
この細則は，平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年細則第１７号）
この細則は，平成２０年１１月２７日から施行し，この細則による改正後の国立大学法人大分大学管理職手当支給細則の規定は，同年１１月１日から適用する。

附　則（平成２１年細則第３号）
この細則は，平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年細則第４３号）
この細則は，平成２１年１０月１日から施行する。

附　則（平成２２年細則第５号）
この細則は，平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年細則第２５号）
（施行期日）
１　この細則は，平成２２年１２月１日から施行する。
（５５歳を超える職員の管理職手当の減額支給）

２　当分の間，５５歳を超える職員（次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員でその職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者で，その号給がその職務の級における最低の号給でない者に限る。）に対する管理職手当の支給に当たっては，当該職員が５５歳に達した日後における最初の４月１日以後，当該職員のうける管理職手当の額に１００分の１．５を乗じて得た額を減じた額を支給する。

本給表	職務の級
一般職本給表（一）	６級
教育職本給表（一）	５級
教育職本給表（二）	４級
教育職本給表（三）	４級
医療職本給表（一）	６級
医療職本給表（二）	６級

附　則（平成２３年細則第１２号）

（施行期日）

１　この細則は，平成２３年５月３０日から施行する。

（経過措置）

２　この細則による改正後の国立大学法人大分大学管理職手当支給細則別表第２における手当額は，この細則の施行日後に選考された者で新たに管理職手当を受けることとなる者（別表第１に掲げる職務区分が変更された者及び任期が更新された者を含む。）に適用し，それ以外の者に対する手当額は次のとおりとする。

教育職本給表（一）

職務の級	区　分	手当額
５級	Ⅱ種	１０６，９００円
	Ⅲ種	９３，５００円
	Ⅳ種（附属小学校長）	８６，８００円
	Ⅳ種	８０，２００円
	Ⅴ種	６６，８００円
４級	Ⅳ種	６８，８００円
	Ⅴ種	５７，３００円

附　則（平成２３年細則第１５号）

この細則は，平成２３年１０月１日から施行する。

附　則（平成２４年細則第１７号）

この細則は，平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年細則第２２号）

この細則は，平成２６年１月１日から施行する。

附　則（平成２６年細則第１７号）

この細則は，平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年細則第８号）

この細則は，平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年細則第３号）

１　この細則は，平成２８年３月１日から施行し，この細則による改正後の国立大学法人大分大

学管理職手当支給細則（以下「新細則」という。）の規定は，平成２７年４月１日から適用する。
（差額の支給）
２　平成２８年３月１日に在職する職員で，新細則の適用により，改正前の国立大学法人大分大学管理職手当支給細則に基づき既に支給された給与との間に差額が生じるものに対し，その差額に相当する額を施行日以降の給与の最初の支給日に支給する。

附　則（平成２８年細則第１３号）
この細則は，平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年細則第３１号）
（施行期日）
１　この細則は，平成２９年１月１日から施行し，この細則による改正後の国立大学法人大分大学管理職手当支給細則（以下「新細則」という。）の規定は，平成２８年４月１日から適用する。
（差額の支給）
２　平成２９年１月１日に在職する職員で，新細則の適用により，改正前の国立大学法人大分大学管理職手当支給細則に基づき既に支給された給与との間に差額が生じるものに対し，その差額に相当する額を施行日以降の給与の最初の支給日に支給する。

附　則（平成２９年細則第６号）
この細則は，平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年細則第１６号）
この細則は，平成２９年１０月１日から施行する。

附　則（平成２９年細則第２２号）
１　この細則は，平成３０年１月１日から施行し，この細則による改正後の国立大学法人大分大学管理職手当支給細則（以下「新細則」という。）の規定は，平成２９年４月１日から適用する。
（差額の支給）
２　平成３０年１月１日に在職する職員で，新細則の適用により改正前の国立大学法人大分大学管理職手当支給細則に基づき既に支給された給与との間に差額が生じるものに対しては，同月の給与の支給日にその差額を支給する。

附　則（平成３０年細則第６号）
この細則は，平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年細則第１７号）
この細則は，平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年細則第３０号）
（施行期日）
１　この細則は，平成３１年１月１日から施行し，この細則による改正後の国立大学法人大分大学管理職手当支給細則（以下「新細則」という。）の規定は，平成３０年４月１日から適用する。
（差額の支給）
２　平成３１年１月１日に在職する職員で，新細則の適用により改正前の国立大学法人大分大学管理職手当支給細則に基づき既に支給された給与との間に差額が生じるものに対しては，同月の給与の支給日にその差額を支給する。

附　則（令和元年細則第７号）
この細則は，令和元年１０月１日から施行する。

附　則（令和２年細則第５号）
この細則は，令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年細則第９号）
この細則は，令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和３年細則第１９号）
この細則は，令和３年１０月１日から施行する。

附　則（令和４年細則第５号）
この細則は，令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年細則第１０号）
この細則は，令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年細則第１２号）
この細則は，令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年細則第２６号）
（施行期日）
１　この細則は，令和４年８月１日から施行し，この細則による改正後の国立大学法人大分大学管理職手当支給細則（以下「新細則」という。）の規定は，同年４月１日から適用する。
（差額の支給）
２　令和４年８月１日に在職する職員で，新細則の適用により改正前の国立大学法人大分大学管理職手当支給細則に基づき既に支給された給与との間に差額が生じるものに対しては，同月の給与の支給日にその差額を支給する。

附　則（令和５年細則第９号）
（施行期日）
１　この細則は，令和５年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　当分の間，職員の管理職手当の月額は，当該職員が６０歳に達した日後における最初の４月１日以後，当該職員の受ける管理職手当の額に，１００分の７０を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた額）とする。
３　前項の規定は，次に掲げる職員には適用しない。
（１）　大学教員（教授，准教授，講師，助教及び助手をいう。）及びリサーチ・アドミニストレーター
（２）　前号に該当する職を除く労働契約の期間を定めて採用される者
（３）　国立大学法人大分大学職員就業規則（平成１６年規則第５号。以下「就業規則」という。）第１２条の４第１項又は第２項の規定により就業規則第１２条の２第１項に規定する異動期間（就業規則第１２条の４第１項又は第２項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長している就業規則第１２条の２第１項に規定する管理監督職を占める職員
（４）　就業規則第２２条の規定により定年を延長している職員（就業規則第２１条第２項に規定する定年退職日において，国立大学法人大分大学職員給与規程の一部を改正する規程（令和５年規程第２１号）附則第２項の規定が適用されていた職員を除く。）

附　則（令和５年細則第２８号）
この細則は，令和６年１月１日から施行し，この細則による改正後の国立大学法人大分大学管理職手当支給細則の規定は，令和５年４月１日から適用する。

附　則（令和７年細則第５号）

この細則は，令和７年３月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

部　局　等	職 務 区 分	区分
学長室	副学長	Ⅲ種
	学長特命補佐	Ⅳ種
	学長補佐	Ⅴ種
監査室	室長	Ⅳ種
事務局（センター等の事務系職員を含む）	局長	Ⅰ種
	部長	Ⅱ種
	次長	Ⅲ種
	課長・事務長・室長（経理課挾間調達室長）	Ⅳ種
	課長相当職	Ⅴ種
学部等	学部長（医学部長及び理工学部長）	Ⅱ種
	学部長（教育学部長，経済学部長及び福祉健康科学部長）	Ⅲ種
	副学部長	Ⅴ種
	副研究科長	Ⅴ種
	教育研究評議会評議員	Ⅳ種
	学科長	Ⅴ種
医学部附属病院	病院長	Ⅱ種
	副病院長	Ⅴ種
	薬剤部長	Ⅳ種
	看護部長	Ⅱ種
	副看護部長	Ⅲ種
グローカル感染症研究センター	センター長	Ⅲ種
クライシスマネジメント機構	機構長	Ⅱ種
学術情報拠点	拠点長	Ⅲ種
	副拠点長（医学図書館担当）	Ⅴ種
保健管理センター	所長	Ⅴ種
教育学部附属教育実践総合センター	センター長	Ⅴ種
教育学部附属学校	連携統括長	Ⅳ種
	校長（小学校長及び中学校長）	Ⅳ種
	校長（特別支援学校長）・園長	Ⅴ種
	教頭	Ⅴ種
	特別支援学校主事	Ⅴ種

別表第２（第３条関係）

イ　一般職本給表（一）

職務の級	区　分	手当額
１０級	Ⅰ種	１３９，３００円
９級	Ⅰ種	１３０，３００円
８級	Ⅰ種	１１７，５００円
	Ⅱ種	９４，０００円
７級	Ⅱ種	８８，５００円
	Ⅲ種	７７，４００円
６級	Ⅱ種	８３，１００円
	Ⅲ種	７２，７００円
	Ⅳ種	６２，３００円
	Ⅴ種	５１，９００円
５級	Ⅳ種	５９，５００円
	Ⅴ種	４９，６００円
４級	Ⅳ種	５５，５００円
	Ⅴ種	４６，３００円

ロ　教育職本給表（一）

職務の級	区　分	手当額
５級	Ⅱ種	１０６，９００円
	Ⅲ種	９３，５００円
	Ⅳ種（附属学校園連携統括長）	８６，８００円
	Ⅳ種	８０，２００円
	Ⅴ種	６６，８００円
４級	Ⅳ種	６８，８００円
	Ⅴ種	５７，３００円

ハ　教育職本給表（二）

職務の級	区　分	手当額
４級	Ⅴ種	６１，９００円
３級	Ⅴ種	３８，３００円
２級	Ⅴ種	３３，４００円

ニ　教育職本給表（三）

職務の級	区　分	手当額
４級	Ⅳ種	７０，１００円
	Ⅴ種	５９，７００円
３級	Ⅴ種	５７，７００円
２級	Ⅴ種	３５，７００円

ホ　医療職本給表（二）

職務の級	区　分	手当額
７級	Ⅱ種	８８，３００円
６級	Ⅱ種	８６，７００円
５級	Ⅱ種	７９，０００円
	Ⅲ種	６９，１００円